別記様式第２号（第１２条関係）

受付番号	令和　６年　第　４　号
受付日	令和　６年　６月　５日
質問者	荻 須 智 之　議員

文書質問答弁書

回　答　日：令和　６年　８月　２６日
担 当 部 局：シティプロモーション部スポーツ課

四日市市議会基本条例第１６条第１項の規定に基づく荻須智之議員の文書質問について、同条第３項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

記

■質問
① 四日市市営霞ヶ浦プール、及び昌栄町温水プールは港の岸壁から２０m以内と言う立地で、港湾法で定める港湾隣接地域内にあり、１㎡当たり１．０キロニュートンを超える建物に該当し、建設前に港湾管理者である四日市港管理組合の許可が必要である。この地域内で競技場として観覧席の建設ができない理由は何か？

■答弁
①「港湾隣接地域」とは、港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域（水域）に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域をいいます。
四日市市霞ケ浦プール（以下、「霞ケ浦プール」という。）及び四日市市温水プール（以下、「温水プール」という。）は港湾隣接地域には立地しておらず、そのため、今回の温水プールの改築にあたっては、港湾管理者である四日市港管理組合の許可は不要と確認しております。
温水プールの改築にあたって観覧席の建設ができない理由は、当該地域は都市計画法上の工業地域（同法第８条第１項第１号）として定められており、工業地域は建築基準法上、観覧場等の客席のある建物は建築できないからです（同法第４８条第１２項）。

◆再質問
以前、理事者から港湾隣接地域だから二階建てにできない、また、観客席が設けられないと伺った。何故、今回は　都市計画法上の規制となったのか理解に苦しむが、客席のできない場所にプールを新築するのであれば、何故、観客席を備えた競技場を他の場所に建てないのか？立地面から、何故、水泳競技だけ競技場を再建しないのか？建てない理由は何か？
また、みんなのスポーツ応援条例に照らして、水泳が市民の中で一番愛好者と競技者の合計人数が多く、リオ、東京、パリと三大会のオリンピックに連続して参加する選手が育ち、水球の競技レベルも日本一と言う土地柄なのに、何故競技場を再建しないのか？
この理由を明確に示してください。条例に違反して無いのかも伺います。

◆再答弁
① 理事者から港湾隣接地域だから二階建てにできない、また、観客席が設けられないと伺ったとのことですが、観客席が設置できない理由としましては、前回の■答弁①のとおり、都市計画法及び建築基準法の規制によるものです。
今回の温水プールの改築につきましては、前回の■答弁②のとおり、当該施設の老朽化によるもの

であり、新たに観客席を設けた競技場を別の場所に建設することが目的ではありません。
　また、改築する温水プールにつきましては、競技力の向上が図れる公認プールを目指すとともに、市民が比較的安価で、自由に通年で水と親しむことができるものとすることから、みんなのスポーツ応援条例にも違反しているものとは考えておりません。

■質問
② そもそも、当該温水プールは前三重国体の競泳競技の強化施設として、空いていた港中学校跡地に急ごしらえで建設された経緯があり、必ずしも公共スポーツ施設としてベストな立地ではない。ここは地盤に問題が有り、基礎工事に多くの予算が必要とも聞くが、それならば他の地盤のしっかりした土地に建設したほうが安価とも考えられるが、市の見解を問う。また、港湾隣接地域内に一般市民が集う市営プールを建設する事は、港湾法の趣旨に沿うものでは無く、基礎の工法、建物の高さ等、様々な規制を受ける特殊な土地にこだわる理由は何か？

■答弁
② 温水プールは、昭和４９年に建設され、老朽化が進んできたこともあり、平成２７年３月に策定された平成２７年度から平成３６年度までの「四日市市スポーツ施設整備計画」において、プール槽の改修を計画に位置づけました。ところが、令和３年２月、埋設配管の劣化による漏水事故が発生し、また、同時期に熱交換器内の配管に亀裂が生じる事態が発生しました。加えて、天井付近の空調設備に異音が発生しており、また、シャワー設備の給湯器の性能低下により必要な温水が確保できず、一部使用を停止している状況でした。そのため、本市としては、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、埋設配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改築工事を行うことにしました。具体的な工事内容につきましては、プール槽の改修に加え、更衣室・シャワー室の拡充、プールサイドの床暖房整備や駐車場拡大などの利便性向上に加え、ユニバーサルデザインを考慮した施設とすべく、玄関出入口付近及びプールサイド周辺等の段差解消などを行います。新たな場所への移転改築となれば、土地の選定に時間を要し、また費用面についても用地買収や造成工事等が必要となり、現在の基礎工事より多額の費用を要することも予想されることから、既存場所での改築の方が有利であると思料しております。なお、当該位置は上記答弁①のとおり港湾隣接地域には位置しておりません。

◆再質問
　全体の改築工事を計画するなら、同じ場所での建て替えであり、休館が必要なので、移転しても何らおかしくない。そうすれば、休館中の利用できない期間も無くせるので、市民の利便性も良い。改築工事では水泳協会から要望の出ていた可動床装置、ジャグジーバスは無く、およそ今後７０年の利用を見越した施設ではない。移転改築まで何年かかろうと、現室内プールを応急修理で凌ぐことに水泳協会は合意できると聞くが、この点での水泳協会との意見交換はどの様に行われたのか？
　土地の選定が為されていないのは、中央緑地水泳競技場の解体時に直ぐに始めるべきであったのに、市の怠慢であると言わざるを得ない。何故、野球場だけが霞ヶ浦緑地に直ぐに再建されたのか？これに比して、何故、水泳競技場は再建されないのか？
既存場所での改築が有利なのは、誰に有利なのか？少なくとも、水泳愛好家、水泳競技者、遊泳する一般市民には、立地場所、時間的にも財政的にも何も有利なものはない。津波の危険性のある港の中であり、かつ都市計画法上の工業地域に、わざわざ建てる事が、市民にとって有利なのか？理事者にとって有利なのか？何をして有利とするのかも伺います。

◆再答弁
② 今回の改築工事は、前回の■答弁②のとおり、これまでのプールの存続を前提に検討してきましたが、既存の改修だけでは対応しきれないことから、改築工事を行うことに至りました。今回の改築工事に当たりましては、平成１６年当時に水泳協会からいただいた要望等を踏まえ、内容を精査して対応してきたものです。

今回の温水プールの改築に至りましては、水泳協会には改築に至った経緯を説明するとともに、施設についての協議を行ってまいりました。また、設計段階から何度も三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場に足を運んでいただくなどしてまいりましたが、その際にも水泳協会からは正式な形で可動床装置、ジャグジーバスの設置についての要望はいただいておりません。

今回、この場所での改築に至った経緯につきましては、前回の■答弁②のとおり、新たな場所への移転改築となれば、土地の選定に時間を要し、また費用面についても用地買収や造成工事等が必要となることから、現在の場所での改築の方が有利であるとの判断であります。

■質問

③ 競泳の公認記録は公認プールでの計測が必要条件であり、一定数の競技役員が公認審判員資格保持者で構成される必要も有り、正式な公認大会では、これを監査する上級の審判員が三重県水泳連盟から派遣され、大会現場で監査を行う。これに合格して、初めて選手の記録は公認記録として認められる。公認プールである競技場で計測される記録は、この条件を満たす必要が有り、プール自体が公認プールである事は公認記録の十分条件ではない。改修後の温水プールは、選手、競技役員、保護者、観客等、何百人にも上る関係者を収容する部屋がたったの４０㎡と狭く、公認大会が開催できないと四日市水泳協会から意見が出ている。霞ヶ浦プールでの学童大会、市民水泳大会と、温水プールでの市民水球大会は市からの委託事業であり、水泳協会自主事業の春季水泳大会も含めて、現在は全て非公認大会である。これ以外に改修後の温水プールで公認大会を企画しても、この施設では審判員と参加選手を一定数以上確保できず、収支的にも公認大会は開催できない。結果的に公認記録は計測できない。因みに、現状の市営霞ヶ浦プールでの市民水泳大会は三重県水泳連盟による特例のＢ公認大会であり、正式な公認大会ではない。公認記録は公認大会で計測され、認定される必要が有るので、市が言う「公認記録」は幻であり、成立しない。今回の改修の目的が矛盾し、間違っているのではないか？

■答弁

③ 温水プールの役割については、市民が比較的安価で、自由に通年で水と親しむことができ気軽に利用できるということであります。さらに、今回の改築で公認プールを整備することで市民レベルの公認大会が開催でき、普段利用においてもスタート台を使用した飛込練習等の実践的な練習ができるなど、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境となります。また、公認記録とは、公認プールで開催される公式競技会又は公認競技会（以下、「公認大会」という。）において、選手が泳いだ時間の記録のことをいいます。この記録は、大会の種類に応じて日本水泳連盟又は三重県水泳連盟によって公認記録と認められるものであります。これらの公認大会は、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づき日本水泳連盟が適格であると認め、公認されたプールでなければ開催することができません。公認大会の開催可否については、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」、「競技会及び海外交流規則」によると収容する部屋の有無で判断されるものではありません。本市が改築する温水プールは、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づく公認プールを整備することを前提として、四日市水泳協会（以下、「水泳協会」という。）の関係者と協議をしながら基本設計や実施設計を行っており、水泳協会主催の大会や記録会等に使用できる競技場や、市民大会等も開催できるプール施設として整備する予定です。

◆再質問

市側が公認大会をやれと言われるならば、水泳協会はやるでしょう。しかし、競技役員がこの劣悪な付帯施設のプールで大会をやる事に同意して、参加してもらえれば良いのですが、必要人数が集まらない場合は、市役所から公認審判員資格保持者を雇って助けてもらえるのですか？

競技役員の控室、弁当を食べる場所すらありません。５ｍ×８ｍの４０㎡の予備室に競技役員、選手、観覧の保護者が何百人と入って、弁当を食べるのですか？

この点も、水泳協会との合意は出来ているのですか？　出来ているのなら、何故、陳情が出されているのでしょうか？

◆再答弁
③ 水泳協会とは基本設計に入る前に、改築に至った経緯を説明し、その上で基本的な間取り、諸室の位置付けなどを協議しながら、基本設計を進めてきました。また、その過程の中で、三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場の視察を行い、利用動線の確認や倉庫などの諸室の大きさを検討してきました。
　さらに、実施設計時においては、昌栄町の温水プールではどのような大会運営になるのかを念頭に検討してまいりました。また、水泳協会には本年６月定例月議会で温水プール改築に伴う契約議案を市議会でお認めいただいた後の本年７月に工事概要などを説明させたいただき、意見交換を行いました。意見交換の中では、今回の温水プールの改築については、概ねご理解をいただきましたが、今後も公認大会を含めた水泳大会が開催できるよう水泳協会とは協議を重ねてまいります。

■質問
④ プール水深が１３５ｃｍ以上あり、小学生の水泳教室や成人の水中歩行には深すぎて利用できない。現在、一般開放の時間帯では１レーンを水中歩行専用に指定しており、常時利用者が居る状況であるが、改修後に水深が１３５ｃｍ以上になると、大人でも水中歩行ができなくなるので、利用者はゼロになる。どういう理由で、この利用者を締め出すのか？また、この利用者からの苦情に、市はどう答えるのか？

■答弁
④ 現在の温水プールの水深は１２０ｃｍ～１４０ｃｍであり、改築後はプール公認規則に基づき１３５ｃｍ～１４５ｃｍを予定しております。改築後は、現在の温水プールより水深が全体的に深くなりますが、四日市市スポーツ協会主催の水泳教室や成人の水中歩行のために水底板を設置し、安全を確保する予定です。

◆再質問
　水底板と呼ばれる縁台状の台は、水泳業界ではプールフロアーと呼ばれる台と解釈します。しかし、水中歩行を裸足で行う市民は、滑って歩けません。この台の上での水中歩行が可能であるかを水泳協会に確認しましたか？
　今後７０年間利用されるプールを現在主流の可動床よりも旧式の固定床の構造で設計した理由を伺います。何故、わざわざ使いにくく危険をはらむ構造にするのか？　昨年の富山県でのプールフロアーから落ちて溺死した児童の事故もあり、可動床よりも安全とは言えませんが、何故、時代遅れの縁台の上での水泳指導や水中歩行を市民に強要するのですか？

◆再答弁
④ プール床につきましては、現在も他市の事例を見れば大半が固定床となっていることから、この固定床が旧式との判断はしておりません。
　水泳協会には水底板の利用についてもご説明をさせていただいており、本年７月にも工事概要の説明や安全対策、運用面について協議を行いましたが、今後も安全にプール利用が行えるよう協議を重ねていきたいと考えております。

■質問
⑤ この水深では、競泳の強化練習用として泳ぐ市民スイマーと競泳クラブチーム、市内の中学校、高校等の部活動の利用に限られた施設になるが、一般遊泳を目的とした子どもたちを含めた市民、特に女性は利用し難く、利用者が激減する事は明らかである。利用できなくなった市民をどうするのか？市民サービスの観点から、主たる利用者を締め出す理由は何か？

■答弁
⑤ 平成１６年８月１１日に市長に対し、温水プールの存続を求める署名と併せて、四日市市体育協会会長（現在、四日市市スポーツ協会）及び水泳協会会長の連名により、温水プールの存続を求める要望書が提出されております。その要望書には、この施設を改修・改築するのであれば、室内公認２５

ｍプールやそれに伴う付帯施設（ロッカールーム、シャワールーム、体暖室（採暖室）など）を整備してほしい旨の要望事項が掲げられております。こうしたことを踏まえ、今回の改築にあわせて水泳協会と協議のうえ、温水プールを室内公認２５ｍプールに整備することで、市民レベルの公認大会が開催でき、また、普段利用においてもスタート台を使用した飛込練習等の実践的な練習ができるなど、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境となるように計画を進めてきました。水深が深くなることへの対応は上記答弁④のとおり、水底板を設置し、安全を確保する予定です。

◆再質問

平成１６年当時では屋外プールの中央緑地水泳競技場が在り、５０ｍ室内競技場の建設を望むことが難しかったので、せめて前三重国体の練習場として建てられた温水プールは存続させて頂きたいとの四日市市体育協会と四日市水泳協会の要望でした。改築後もロッカールームやシャワー室は建設当初のままですし、採暖室は増設されませんでした。全く要望は無視されています。

そこで、「市民レベルの公認大会」なる妙な表現は、水泳協会側から出された言葉でしょうか？公認大会は公認プールでの開催が必要条件ですが、競技会は審判員が十分に集まらないと開催できませんので、十分条件ではありません。現在温水プールで開催されているスイムミートと春季大会は、公認大会になり得ません。理由はスペース的に公認大会を開催するに足る施設ではないからです。改修後もこの状態は大きくは変わらないので、公認大会の開催は無理です。「市民レベルの公認大会」なる大会の意図するものをお示しください。

やはり、競技は競技場で無ければ開催不可能です。改修後の温水プールが公認プールであれば、正確なプール寸法での練習ができますので、競技者にはありがたいのですが、公認大会を開催せよとなると、出来ません。

この点で、水泳協会は陳情を出していますが、公認大会が開催できると協会が納得していますか？

◆再答弁

⑤ 初めに、改築後の温水プールのロッカールームは改築前の建設当初の施設と比べ、面積を拡張し、収容人数の増加やパウダースペースの増加、多目的更衣室２室の整備など機能拡充を行っております。また、シャワー室は、面積及びシャワー数の増加を行っており、採暖室も新たに増設しております。

今回の改築後の温水プールについては、プール公認規則や公認プール施設要領に基づく公認プールとしての位置付けを前提として、これまで水泳協会の関係者の方にご協力いただき、施設整備内容や大会運営方法等について協議・検討を進めてきており、市水連主催の大会や記録会等に使用される競技場として、市民大会、記録会や地域予選などを開催できるプール施設であると考えています。

一方で、公認大会開催の可否等の位置付けについては、大会規模や競技役員の配置など、その大会の運営が適正に行うことができるのか、県水連による審査の過程において決定されるものであることを、先日、県水連関係者から説明をいただきました。

この説明を受けた中で、改築後の温水プールでは、大規模な公式大会や公認大会を開催することは難しいですが、小規模な公認大会の開催や、三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場が改修等による施設休館などで大会が開催できないときには、大会運営を工夫することによって、本市の温水プールで大会の開催をお願いするケースもあるとのご意見もいただいております。

上記◆再答弁③のとおり、本年７月に工事概要や運用面について、協議を行いましたが、今後も公認大会を含めた水泳大会が開催できるよう水泳協会とは協議を重ねてまいります。

■質問

⑥ プールの公認費用と審判装置の点検業務費用は競技会が開催されないと全く無駄になるが、市はこの無駄をどう考えるのか？

■答弁

⑥ 温水プールの改築については、「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づき、水泳協会の関係者と協議をしながら基本設計や実施設計を行っており、水泳協会主催の大会や記録会等に使用

できる競技場や、市民大会等も開催できるプール施設に整備してまいります。今後も公認大会が開催できるように水泳協会及び三重県水泳連盟と協議を進めていく予定です。なお、上記答弁③のとおり、公認プールを整備することで、市民スイマーの自由練習や部活動等、選手の育成・競泳強化を図れる環境にもなります。

◆再質問

「プール公認規則」や「公認プール施設要領」に基づいていても、プール槽だけが規格に合致しているだけでは、競技会は運営できません。結局、公認大会は開催できず、設備、機器は無駄になるのでは？との質問ですから、⑤の再質問の水泳協会が公認大会を開催できると了承したか否かを再度伺います。

◆再答弁

⑥ 上記◆再答弁⑤のとおり、今後も公認大会を含めた水泳大会が開催できるよう水泳協会とは協議を重ねるとともに、必要な備品の購入についても検討してまいりたいと考えております。

■質問

⑦ 小学校の水泳授業の民間委託では、市内の民間プール施設だけでは全小学校を対象にすることは不可能で、一部の小学校では市営温水プールに民間企業がスクールバスで児童を送迎して水泳授業を行う必要があることが、過去２年間の委託事業で判明して来た。改修後の温水プールでは、深い水深により、小学生の授業には危険であると言う理由で、民間事業者はここでの授業の請け負に難色を示している。小学校教育での利活用ができなくなるという問題をどう解決するのか？

■答弁

⑦ 四日市市教育委員会では、本市の実態に合わせた持続可能な水泳指導を実現していくため、一部の市立小学校を対象に、民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務を試行しております。令和４年度は、大矢知興譲小学校５年生と常磐西小学校５年生、令和５年度は大矢知興譲小学校５・６年生、常磐西小学校５・６年生、塩浜小学校全学年、橋北小学校全学年を対象に実施しております。令和６年度においては、上記４校（大矢知興譲小学校、常磐西小学校を全学年に拡大）に、県小学校及び水沢小学校の全学年を加え、計６校で実施する予定であると聞いております。また、令和６年度には、民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務の更なる拡大に向けて、調査研究を実施していると聞いております。そのため、文書質問書３ページの項目「小学校の水泳授業の民間委託での使用ができないプールになる事」について、「市内の民間プール施設だけでは全小学校を対象にすることは不可能」であること、「一部の小学校では市営温水プールに民間企業がスクールバスで児童を送迎して水泳授業を行う必要があること」が判明したとの記載がありましたが、現段階においては、調査実施中のため判明しておりません。さらに、同項記載の水深の設定については、子どもたちにとって無理のない水深を設定する必要があると考えており、現在行っている民間プール施設を活用した水泳指導においても、水底板を活用して実施していると聞いております。そのため、プールの水深が深いことは、民間事業者が授業の請負に難色を示している理由ではないと考えております。

◆再質問

質問の根拠は、市内のスイミングクラブ事業者との聴き取りで判明して来た事柄であり、既に市内の民間プールだけでは全小学校の受け入れが難しいと伺います。と、なれば、いなべ市の様に市営室内プールを建てて、民間事業者に授業を委託する事例の様に、将来的に市営プールを授業に活用する必要が有り、改修予定の水深１３５ｃｍでは深すぎ、かつ、水底板なる台を用いる事には、実際に事業者に聞くと、難色を示します。昨年の富山県での溺死事故が危惧されるからです。簡単に水底板を用いればよいと言われますが、スイミングクラブでの講習は、生徒も水底板から落ちると死ぬことを理解しており、講習中の統率が取れています。しかし、上記の事故の様に、委託授業ですと、生徒側に水底板に対する理解、対応力が不十分であり、事故は起きました。これが会員制スイミングクラブのレッスンと請負の水泳授業との決定的な違いなのです。スイミングクラブ事業者はこの違いを熟知

していますので、理事者の素人考えとは一線を画します。このスイミングクラブ事業者も、勿論、水泳協会の構成団体ですから、水泳協会で、このご意見は共有されています。
　これらの事実を踏まえても、１３５ｃｍの水深で、水底板を用いる授業が安全であると言い切れますか？質問です。

◆再答弁
⑦ 前回の■答弁⑦のとおり、令和６年度には、四日市市教育委員会において、民間プール施設を活用した水泳指導の民間委託業務のさらなる拡大に向けて、調査研究を実施していると聞いております。
　そのため、議員からは、「既に市内の民間プールだけでは全小学校の受け入れが難しい」、「将来的に市民プールを授業に活用する必要が有り」との記載がありましたが、現段階においては調査実施中であり、小学校の水泳授業で今回改築を行う温水プールを活用することは想定しておりません。

■質問
⑧ 解決策の、プールの底が上下して水深を変更できる可動床装置の導入を再三、水泳協会は申し入れたが実現しなかった。しかし、可動床を導入すれば、更なる建設予算の増額に繋がり、２６億円を上回る建設費は民間施設が数億円でプールを建設している状況下、現実的ではない。元々、旧中央緑地公園水泳競技場を除却した時点で、別の場所に５０ｍの室内プールとして再建される事が、水泳協会が除却に同意した前提であった。今回の改修後の温水プールでは公認競技会が開催できないので、２６億円もかけて改修する事を四日市水泳協会は望んでいない。今回の改修工事が無駄になる事が、はっきりと予想される上、更に５０ｍ屋内水泳競技場を整備するのは現実的ではない。５０ｍ屋内水泳競技場の建設のために、今回の改修工事を考え直す事は出来ないのか？

■答弁
⑧ 中央緑地水泳場の廃止に際し、新たに５０ｍ屋内水泳競技場を別の場所に再建する計画は存在しておりません。今回の温水プール改修の位置づけとしては、上記③のとおり、市民が自由に通年で水と親しむことができ気軽に利用できる環境を整備し、かつ公認プールを整備することで、選手の育成・競泳強化を図りたいと思料しております。一方で、５０ｍ屋内温水プールやサブ２５ｍ屋内温水プール、飛び込みプール等を整備した競技用大規模屋内プール施設については、三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場もあり、本市で整備するには、建設費のみならず維持管理経費も他自治体で年間数億円要する例もあり、財政負担等が大きいため、現在計画しておらず、三重県での整備が適切であると思料しております。

◆再質問
　では、同格市の春日井市で、全額市単事業で建設されたサンフロッグ水泳場や、豊橋市のアクアリーナ等の市営屋内５０ｍプールについての市の見解を問います。これらは当然、公認水泳競技場です。とかく「同各市では云々」と引き合いに出される同格市ですが、２市とも地方交付税交付団体でありながら、春日井市は３１年前に、豊橋市は１８年前に、其々５０ｍ屋内プールを建設しています。また、人口が当市の半分以下の１４万人の桑名市ですら、２年後に、観客席付属で可動床の２５ｍ短水路水泳競技場を建設します。どうして四日市市は水泳競技場を再建せず、廃止したままなのですか？維持管理費は、地中熱利用やＰＦＩ等を活用して抑える事を考えるべきではないのでしょうか？　今後、地方都市が単独で５０ｍ水泳競技場を維持するのは確かに大変です。しかし、近隣同格市では、はるか以前から市民の健康づくり、水泳の普及と競技力向上の目的で室内競技場を建設しています。なぜ、地方交付税不交付団体の四日市市は競技場の維持管理費が高いから止めると言い、このコストを削減する工夫をしないのですか？怠慢では無いのですか？

◆再答弁
⑧ 議員からの再質問にあるように、屋内５０ｍプールを所有している同格市の自治体があることは把握しております。しかしながら、隣接市である鈴鹿市には三重県が所有する三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場が整備されており、本市の市民も含めて利用が可能であり、また、国民スポーツ大会も開

催できる水泳場となっております。
　そのため、繰り返しとなりますが、建設費、維持管理経費なども考慮して、現在のところ、屋内５０ｍプールについては計画しておらず、三重県での整備が適切であると思料しております。

■質問
⑨　１１年後の国体では第２会場として四日市市に５０ｍ屋内水泳競技場を整備する事が望まれ、これが整備されると、改修後の温水プールは施設内容、子どもの少ない地域に立地する条件からして、ほとんど使われなくなる事が予想されるが、今回の改修工事が無駄になるとの認識は無いのか？

■答弁
⑨ 国民スポーツ大会の開催については、開催６年前までに三重県知事、三重県教育長及び三重県スポーツ協会長の連署で日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣に対し開催要望書を提出し、内々定を得る必要があります。また、国民スポーツ大会を開催する都道府県の財政的な負担が大きいことが近年問題視されているところです。次の三重県国民スポーツ大会における本市での競技種目などの計画は現時点おいて、白紙の状況であり、加えて三重県や三重県水泳連盟から本市に対して、国民スポーツ大会の第２会場として５０ｍ屋内水泳競技場の整備要望等は現在ありません。なお、温水プールの利用については、公認大会の開催もありますが、上記答弁③のとおり、市民の利用も想定しています。

◆再質問
　この答弁は嘘です。「三重県水泳連盟から本市に対して、国民スポーツ大会の第２会場として５０ｍ屋内水泳競技場の整備要望等は現在ありません。」との答弁ですが、以前、三重県水泳連盟からは、会長、副会長、理事長、総務部長の４名が本市スポーツ課長に陳情にみえました。とこわか国体の前ですが、５０ｍ競技場を建設し、国体の水泳競技を二会場体制で開催できることが望ましいとして、お願いに来られましたが、何故、過去の競技団体からの要望を無視するのですか?　整備要望等は実際には、あったのです。私は現場に立ち合いました。
　次の三重県国民スポーツ大会における本市での競技種目などの計画は現時点おいて、白紙の状況であれば、三重県水連から会場整備の要望が出されたら、５０ｍプールの建設を計画すると言う意味ですか？

◆再答弁
⑨ 三重県からは、令和１７年（２０３５年）開催予定の第８９回国民スポーツ大会が、三重県で開催されるよう、文部科学大臣及び日本スポーツ協会会長に対し、三重県知事などの連名で開催要望書を提出したことは、報告を受けています。
　一方、国民スポーツ大会の今後の在り方については、日本スポーツ協会において検討が進められようとしており、また、全国知事会からは、大会の簡素化や開催地の財政負担の軽減、施設基準の緩和、広域での開催、競技によっては開催地の固定化など、自治体負担の軽減を求めております。
　そのため、今後、三重県において国民スポーツ大会が開催される場合、施設整備を含めた自治体負担が軽減されたものになることも想定されることから、次期、国民スポーツ大会開催に向けた施設整備計画については、プールに限らず国、県の動きも見ながら、検討していきたいと考えています。

■質問
⑩ 水球競技では県立四日市中央工業高校は、一昨年と昨年のインターハイ優勝という成績から、現在全国で一番の強豪校であり、土地柄として日本一水球が盛んな市と言える。一方、競泳競技でも東京、パリと二大会連続でオリンピック出場選手を輩出し、他に近年の全国中学校水泳大会優勝選手を擁し、競技力は全国的に上位の地域であるのに、競技場が無いのは水泳競技に対する差別であると水泳協会は主張している。水泳種目だけ競技場を整備しない理由は何か？

■答弁
⑩ 本市としても、四日市中央工業高校の活躍や競泳競技で優秀な選手が輩出されていることは大変喜

ばしいことであるとの認識であり、承知しています。プール施設としても、霞ケ浦プールを令和元年度に公認プールへ改修し、公認大会開催に必要な備品も購入しました。また、改築後の温水プールも公認プールとして整備し、公認大会開催に必要な備品も購入する予定です。

◆再質問
　結局、練習用プールにいくらお金をかけても、特に水球は競技会を開催出来ません。２５ｍプールでは競技できないからです。競泳でも公認大会用のこれらの支出が無駄になる事は明白で、再度伺いますが、競技会はボランティアの審判員が一定数以上集まって運営されて、初めて成立します。この人員が不足したら、市は補充して頂けるのですか？それができなければ、これら必要な備品は無駄になりますが、どうお考えですか？

◆再答弁
⑩ ◆再答弁⑤、⑥で答弁させていただきましたが、今後も公認大会を含めた水泳大会が開催できるよう水泳協会とは協議を重ねるとともに、必要な備品の購入についても検討してまいりたいと考えております。

■質問
⑪ 昨今のマスターズ大会の興隆で、全国的に競泳の競技会場が不足している。改修後の温水プールでは前述の理由で競技会は開催できないので、５０ｍ屋内水泳競技場が建設されなければ、今後７０年間は競技会会場の需要に応えることは出来ない。水泳が健康づくり、介護予防に最適なスポーツであるのに、何故、競技場を整備せず、マスターズ水泳の普及を妨害する様な施設に改築するのか？

■答弁
⑪ 温水プールでは上記答弁③のとおり、市民大会や記録会を開催できるプール施設を予定しています。マスターズの大会は大規模な大会であり、改築後の温水プールではそのような大会については想定しておらず、大規模な大会が開催できる施設については上記答弁⑧のとおり、三重県での施設整備が適切であるとの認識であります。

◆再質問
　マスターズ大会は当市でも温水プールで四日市マスターズ大会として昭和の時代から開催していました。当時はまだ、時期尚早でマスターズスイマーの参加者が少なく赤字でしたので、黒字化のために、これを発展させたのが、スイムミートなる娯楽性を加味した競技会形式の催しです。ですから、「マスターズの大会は大規模な大会であり」との認識は誤りです。現在ではマラソン愛好家が増えた様に、市外からの参加も受け付けるオープン形式のマスターズ大会とするならば、多数の参加者が得られるようになります。毎週どこかでマスターズ大会が開かれている様な時代になりました。この当市のマスターズ大会の歴史と、現在のマスターズスイミング事情をご存知の上で、「三重県での施設整備が適切との認識」なのですか？　伺います。

◆再答弁
⑪ 繰り返しとなりますが、今回の温水プールの改築工事の基本的な位置付けとしましては、これまでのとおり市民利用が出来ることはもちろん、市民大会や記録会を開催できるプール施設を予定しています。そのため、他市で開催されております、大規模なマスターズ大会につきましては三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場での開催が良いかと考えています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、２５ｍプールで開催できる規模の大会につきましては、条件次第では、改築後の温水プールでの開催が可能となる場合もありますので、研究してまいりたいと考えております。

■質問
⑫ みんなのスポーツ応援条例
第１５条 1

「市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。次項において同じ。）の整備、維持管理、利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」
　小学生児童、高齢者、女性等が水深の深さから遊泳、水中歩行等の利用ができなくなる点で、今回の温水プールの改修工事はこの条例に違反しているのではないか？

第１５条２
「市は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」については、特に障害者、高齢者に最適な運動である水中歩行を出来なくする今回の施設改修は当条例に違反するのではないか？ また、観るスポーツでは、水泳競技だけ競技場が無い事についても条例の主旨に反しているが、市の考えを問う。

■答弁
⑫ 水深が深くなることへの対応は、上記答弁④のとおり、水底板を設置し、安全を確保する予定です。また、水泳競技の競技場については、上記答弁⑩のとおり、霞ケ浦プールを令和元年度に公認プールへ改修し、公認大会開催に必要な備品も購入しました。また、改築後の温水プールも公認プールとして整備し、公認大会開催に必要な備品も購入する予定です。よって、温水プールの改築工事は条例の主旨には反していないと思料します。

◆再質問
　改修工事自体は条例に背くものでは無いでしょう。しかし条例の主旨に則れば、競技場は必要不可欠であり、主旨を全うするなら、競技場を早急に整備すべきではないのか？　しないのならば、それが条例に反しないことを示してください。「水泳競技に限っては競技場を整備する必要が無い。」との判断であれば、その根拠を示してください。この温水プール改修工事で終わりであれば、当市には永久に水泳競技場が建設されないことになる。
　前回の水泳協会からの陳情で明らかなように、水泳協会はみんなのスポーツ応援条例に謳われているように、競技力を向上させるために不可欠な競技場の再建を心待ちにしている。今回の温水プール改修と重ねて新競技場の建設がなされるのであれば、問題はないが、あくまでもこの練習用２５ｍプールだけで７０年間競技会を運営せよと言うのであれば、到底納得できないであろう。中央緑地水泳競技場を解体してから競技場を再建することすら計画してこなかった市の責任は重い。忘れていたのだ。
　水泳強豪都市四日市市において、市は水泳競技と競技者をこれからも無視し続けるつもりか？そうでないと言うのであれば、何時、競技場は再建されるのか？

◆再答弁
⑫ 昭和５０年三重国体に向けて建設した中央緑地水泳競技場は、屋外５０ｍ公認プールとして利用されてきました。建設当時は県大会等の大規模な大会が行われていましたが、施設の老朽化が進み、利用人数も減少していたことから、水泳協会とも協議を行い、平成２５年度に廃止に至りました。
　しかしながら、水泳競技のニーズはあり、代替え施設が必要であったことから、霞ケ浦緑地にある霞ケ浦プールを改修し、競技場として使用できるよう公認を取得しております。また、大会に必要な備品を購入し、倉庫を大会本部として使用できるよう空調を整備した経緯があります。
　そのため、中央緑地水泳競技場の廃止につきましては、再建が前提ではなく、霞ケ浦プールを代替施設として運営していくこととしております。
　加えて、今回改築する温水プールにつきましても、公認プールの取得を目指す予定であり、市民利用を主眼としながら、競技力向上が図れるプールに改築する予定をしております。

■質問
⑬ 既にプール水の浄化槽の循環配管は露出配管になっており、この状態で大きな問題もなく使用できているが、プール壁の劣化は深刻である。何故、適切な補強、老朽化対策を講じなかったのか？また、

５０年と言う寿命が判っていたなら、早い時期に競技場を整備する事を進めなかった理由は何か？

■答弁
⑬ 温水プールについては、上記答弁②のとおり、「四日市市スポーツ施設整備計画」においてプール槽の改修を計画に位置づけておりました。劣化が深刻なプール槽のみの部分改修ではなく、温水プール全体の改築に至った経緯については、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、埋設配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に埋設配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改築工事を行うことにしました。
　なお、露出している配管は、浄化槽のものではなくプール水の循環配管です。

◆再質問
　埋設配管を応急処置として一時的に露出配管にし、必要であれば配管の敷設によってプールの寸法が減っても辛抱して利用すると水泳協会は妥協しているが、取り合わない市側に対して、「早くプールを潰して工事がしたい」という何かしらの意図が優先されているのではないか？と、水泳協会側は疑問視している。改修工事は水泳協会側からの申し出では無く、市の判断である。
　「何故、適切な補強、老朽化対策を講じて来なかったのか？また、５０年と言う寿命が判っていたなら、早い時期に競技場を整備する事を進めなかった理由は何か？」の問に対しては答弁が無いので、再度質問します。理由は何ですか？

◆再答弁
⑬ 繰り返しにはなりますが、温水プールは、昭和４９年に建設され、老朽化が進んできたこともあり、平成２７年３月に策定された平成２７年度から平成３６年度までの「四日市市スポーツ施設整備計画」において、プール槽の改修を計画に位置付けました。ところが、令和３年２月、埋設配管の劣化による漏水事故が発生し、また、同時期に熱交換器内の配管に亀裂が生じる事態が発生しました。加えて、天井付近の空調設備に異音が発生しており、また、シャワー設備の給湯器の性能低下により必要な温水が確保できず、一部使用を停止している状況でした。そのため、本市としては、温水プールを継続して使用するにはプール槽の改修のみでは足りず、埋設配管や空調、シャワー設備の改修が必要であり、特に配管の改修となれば既存の壁や床を解体する必要があることから、温水プールの建物全体の改築工事を行うことにしました。
　そのため、今回のご質問をいただいた水泳競技場の整備については現段階では計画が無く、温水プールの改築とは別のものであると考えております。

■質問
⑭ 当プールの屋根は一度改修工事を行っており、当初はプール水槽の入れ替え予算の２億円から改修計画は始まったと聞く。３年ほど前に１０億円に増額されたが、令和５年度に突然２６億円と、驚異的に増額された理由を問う。

■答弁
⑭ 工事費が高額となったこと要因は３点あります。１点目は、近年の建設業に係る資材・人件費が非常に高騰し、国から示されている変動幅（上昇率）が１０％以上となっています。また、建設業の働き方改革における週休２日制が令和６年度より本格的に導入されることで、人件費等の増加につながり、さらに、国の建設業等における現場経費等にかかる実態調査に基づく現場経費率の上昇など、それぞれの積み重ねにより事業費が増加しました。２点目は、プール施設は水回りの機能が多く、一般の施設に比べ床レベルから地下方向に深い構造体の形状や、設備の配管ピットを構築する関係で、基礎工事にかかる費用が増額の要因となっています。最後に、温水プールはエネルギー消費の大きい施設であります。そのため、脱炭素化に向けた取り組みとして、省エネに向けて高効率の設備機器の導入をしていることや、創エネに向けて屋根面には太陽光発電設備を導入したことが増額の要因となっています。こうした工事費の高騰から、建物の形状や仕上げ材等をできるだけ華美なものは避け、コストを下げながら耐久性や利便性を考慮した設計として進めてきました。特に、設備機器等の選定に

ついては、多様なメーカーへの聴き取り等を行いながら設計価格の検討を行い、概算金額を抑える工夫をしてまいりました。なお、温水プール改築工事は既に入札行為を終えており、建築工事が１，２１０，０００，０００円、建築電気設備が３６９，１７１，０００円、建築機械設備が３１６，０４１，０００円で落札され、現在仮契約の状態です。今後は令和６年６月定例月議会において工事請負契約の締結にかかる議案を上程させていただく予定です。

◆再質問

予算額が膨れた理由が、①近年の建設業に係る資材・人件費の高騰、②プール施設は水回りの機能が多く基礎工事にかかる費用が増額、③温水プールはエネルギー消費の大きい施設であり創エネの為に屋根面には太陽光発電設備を導入したとの、３点は理解します。しかし、民間では同等の付帯設備がほとんど無いプールなら数億円で建設されています。創エネの為に何億円もかけるのはそれだけ建設にエネルギーを消費してしまうので、理解に苦しむ。また、入札の仕様は誰が決めるのか？市か？市ではないのか？設計会社であれば、専門家以外には判らない不必要な仕様、特殊な仕様を指定する事で、建設単価が増額されている可能性はないのか？工事仕様書の公開を求めます。

また、５月３１日の中日新聞で、建て替え費の総額が２８．６億円から１９億円に減額されると言う記事が出たが、議会に諮らずに新聞に先に掲載された事は遺憾である。この　３３％もの減額は、何故、またどの様にして可能になったのか？元々不必要な仕様、資材、機器が含まれていて、それを除外したからなのか？理由を明確に示してください。

そもそも設計予算の総額がそれほど大幅に変化すると言う事は、理事者側に設計上限額もしくは適正価格を判断する能力がないと考えられる。言い換えれば設計業者の言いなりの価格で発注を行っていると言わざるを得ない。昨今の建設価格の高騰、人手不足等により、公共工事の不落札が数多く見受けられる。当然、このような状況下では競合する建設会社が減り、談合はなくなっていくと考えられるが、逆に入札による正当な価格競争は出来なくなる。設計業者、建設業者側が示す建設価格、工事価格が適正な価格かどうかを判断することが市にはできないのではないか？建設価格の高い安いを判断するために、市はどのような調査、検査を行っているのか？将来的には第三者機関的な団体からアドバイスをもらうことも必要ではないか？

◆再答弁

⑭ この度、改築に係る全体事業予定額約２６．６億が約１９億程度に下がったことにつきまして、ご説明させていただきます。

事業予算として計上した時点においては前回の■答弁⑭でご説明させていただいた要因をもとに積算を行っておりました。

全体額が高くなったこと踏まえ、実施設計の過程において設計見直し等を行い、減額要素の検討をし、また、設備機器やメーカー見積のものに当たってはできるだけ競争性のあるものを選定するなど行ってまいりました。一方で当初見込んでいた物価上昇がメーカーからの見積を検討する中においてあまり価格転嫁がされていない状況でもありました。こうした状況をまとめた中において、工事予定額が当初見込み額を大幅に下回りました。

次に設計を進める過程においては設計事務所からの提案を受け、構造、意匠、設備などについて、スポーツ課と協議を行った上で、技術的な面については営繕工務課内において技術レビューを行い、仕様等の可否を決定しております。

一般的な学校校舎などとは異なり、比較事例の少ない用途の建物については設計事務所からの工事仕様、材料等の提案の中でできるだけ複数のメーカー等があるものを選定の上、決定していくものです。なお、当該工事についての工事仕様書等設計図書はホームページにて公開しております。

最後に建設に係る工事価格等は国の定める積算基準に基づいた積算価格の積み上げとなっています。

また、特殊なメーカー見積については、複数社からの見積をもとに当市の積算基準に基づいて算定しております。なお、本市には工事検査の組織や工事監査の制度があり、これまでも十分機能していると考えております。

■質問
⑮ 競技場でなく、公認大会が開催できない単なる練習用プールにこれ程の予算を割く事が、無駄であると、主たる利用者の水泳協会が反対しているが、何故一番大切な利用者の意見を無視するのか？改修内容を知った市民利用者からも、反対の声は出ているが、市民の意見も無視して改修を急ぐ理由は何か？プール壁が持たないとの理由ならば、壁の補強で、プールの長さが２５ｍから２４ｍに短くなっても構わないと水泳協会は言うが、この点で話し合いは持たれたか？

■答弁
⑮ 本市では、温水プール改築工事にかかる基本設計の予算議決をいただいた後、水泳協会と複数回にわたり、協議を行ってきました。協議の際には、既存と同様の２５ｍプールへの改築工事を前提として行っており、三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿水泳場の視察にも同行してもらうとともに、水泳協会からいただいた意見については、可能な限り温水プールの改築計画に反映し、レイアウトや排水の仕様、プールの備品等を決めてきました。また、改築に至った経緯については上記答弁②のとおり、部分改修ではなく、温水プール全体の改築工事を行う前提で水泳協会とは協議を行ってきております。

◆再質問
　水泳協会に三重交通Ｇ スポーツの杜鈴鹿水泳場の視察にも同行して頂いたとのご答弁だが、主にプールサイドの電気配線を見学したと聞く。肝心の大会運営に関わる競技役員の配置、休憩場所、選手の控室、招集所、大会本部席、役員席等の配置、選手の動線、必要な規模等を見学されたのであれば、何故、今回の改修工事では多目的室の４０ ㎡だけで、大会が運営できるとの誤解が生じたのか？４０㎡のスペースで、競技会ができると判断しているのか？水泳協会は出来ると了解しているのか？
　答弁が答えになっていないが、当事者である水泳協会と利用者市民の意見を無視して建設を急ぐ理由は？という問いに応えていない。答は？また、水泳協会との話し合いで合意が形成されていたなら、何故、協会から陳情が出たのか？合意が不十分だったと言えるのではないか？であれば、建設を勝手に進める事は、協会の了承を得ずに進めている事になるが、協会内では、市の一方的な進め方に不満も出ている。水泳協会と協議していくと言うのであれば、何故、協会との意思の齟齬が生まれたのか？

◆再答弁
⑮ 水泳協会とは基本設計に入る前から、改築に至った経緯を説明し、その上で基本的な間取り、諸室の位置付けなどを協議しながら、基本設計を進めてきました。また、その過程の中で、三重交通Ｇ スポーツの杜鈴鹿水泳場の視察を行い利用動線の確認や倉庫などの諸室の大きさを検討してきました。
　さらに、実施設計時においては昌栄町の温水プールではどのような大会運営になるのかを念頭においた同行視察を行っていただいたと認識しております。
　令和６年２月定例月議会におきましてもご説明させていただきましたが、令和６年１月に水泳協会役員とスポーツ課・指導課との意見交換の場におきましても、水泳協会より基本設計・実施設計を行ってきた２年間は老朽化した施設をどうにかしないといけないとの思いから打ち合わせを重ねてきたとのご発言をいただいております。しかしながら、学校プールにおける今後をもっと検討していく必要性を感じた思いから、再検討の必要性があるのではないかとのご意見をいただきました。
　さらに、学校プールの利用として５０ｍプールの水泳競技場を建設することで、それらへの対応が可能ではないかとのご提案もいただきました。
　５０ｍプールの水泳競技場の建設については、土地の選定や予算の確保、教育委員会との調整など長期的な検討が必要であり、今回の温水プールの改築とは全く別で検討を進めていく必要がある旨の説明をさせていただきました。
　このように、水泳協会とは丁寧に協議・検討を進めてきたと考えており、引き続き、水泳協会に対して、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上